

富士機械工業グループ行動基準

目 的

富士機械工業グループ行動基準（以下「本基準」という）は、富士機械工業グループが企業活動を行っていくうえで、国内外の法令を遵守し、社会倫理に従って行動し、企業市民として社会貢献活動に参加するという観点から、富士機械工業グループの役員および社員の基本的な行動基準を定めたものである。

定 義

本基準において各用語の定義は、以下の通りとする。

- (1) 「富士機械工業」とは、富士機械工業株式会社をいう。
- (2) 「富士機械工業グループ各社」とは、富士機械工業グループの個々の会社をいう。
- (3) 「役員および社員」とは、富士機械工業グループ各社の取締役、監査役、理事、各社の就業規則の適用を受ける者、その他各社と雇用関係のある者（パート、アルバイトを含む）をいう。

富士機械工業企業行動憲章

1. 特殊印刷機、塗工機を中心に品質・安全性・環境を十分に配慮した社会的に有用な製品・サービスを顧客に提供します。
2. 国内外の法令を遵守することはもとより、社会の一員として良識のある行動をします。
3. 企業活動においては、公正・透明な取引を行い、また基本的人権を尊重し、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
4. 顧客、株主、地域社会その他関係者とのコミュニケーションを図り、企業情報を公正に開示し、適切な情報管理を行います。
5. 地域社会との共生を常に意識し、よき企業市民として、社会貢献活動には、積極的に参加します。
6. 反社会的勢力および団体には一切関与しません。
7. 海外での事業活動においては、現地の法令を遵守するとともに文化、慣習を尊重し、現地の発展に貢献するよう努めます。

1 公正で自由な競争と取引

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、いかなる状況においても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など独占禁止法もしくは下請法違反になるような行為は行わない。

◆ 具体的行動基準

① 自由な企業取引活動を相互に制限する取決め、協定、話し合いをしない。

役員および社員は、同業者間や業界団体で、商品の価格、販売条件、数量生産設備、数量、シェア、販売地域等について、自由な企業活動を制限する協議・取決めを行ったり、入札談合を行うなどして不当な取引制限を、行ってはならない。

② 取引上の立場、地位を利用または濫用しない。

役員および社員は、取引上の立場、地位を利用して特定の事業者やお取引先に不利な条件を押し付けたり、お取引先と第三者の取引を制限したりしてはならない。

③ 不適切または過大な表示を行わない。

役員および社員は、お客様の正常な商品選択を誤らせる恐れのある不適切または過大な表示を行ってはならない。

(関係法令)

独占禁止法、下請法、景品表示法

(社内規定、マニュアル)

2 企業秘密の管理

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、創出または取得する企業秘密情報を、適切に管理しなければならない。

また、業務上使用する第三者（お客様、お取引先、ご協力会社等）の情報や第三者から提供された情報も、同様に企業秘密として管理しなければならない。

◆ 具体的行動基準

①管理ルールを遵守する。

役員および社員は、自社および他社の企業秘密は関連規定等に従い、厳重に管理し、社外に漏洩したり、業務目的以外に使用してはならない。

また、退職後においても関連規定等に従わなければならない。

②開示を行う場合には権限、秘密保持契約等の確認を行う。

役員および社員は、社内外を問わず会社の秘密情報に関する質問または資料提供の要請があった場合には、質問に対する回答の権限、資料提供の要請に応える権限を自己が保有していることが明確な場合を除き、その扱いについて上司の判断を仰がなければならない。

③私的使用を行わない。

役員および社員は、企業秘密を会社の業務にのみ使用し、在職中のみならず退職後も自己または第三者のために使用してはならない。

④不正な手段によって取得しない。

役員および社員は、第三者の情報を盗用等、不正な手段で入手しない。

⑤契約目的以外には使用しない。

役員および社員は、契約に基づき知り得た第三者の秘密情報を使用する場合は、その契約に定められた目的・条件に従う。

(関係法令) 不正競争防止法、
(社内規定、マニュアル) 秘密の漏洩防止に関する基準

3 接待、贈答などの制限

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、接待、贈答の授受に関して、贈賄行為はもとより一般社会的な常識の範囲を逸脱した行為を一切行わない。

◆ 具体的行動基準

① 公的機関の職員に対し、接待、贈答を行わない。

役員および社員は、官公庁や地方公共団体等の公的機関の職員に対する接待や贈答等は、行ってはならない。

なお、元職員や外国公務員（元職員を含む）に対する接遇については、総務管掌役員が接遇内容を吟味し、特別承認した場合は、その範囲で実施することができる。

② 一般的な社会常識に従う。

役員および社員は、接待や贈答を提供する際は、一般的社会的な常識を逸脱してはならない。

また、役員および社員は、お取引先に対して、接待、贈答を受けない旨を事前に伝え、接待を受けなければならない状況になった場合は、上長に事前に伝え指示を仰ぐものとする。

(関係法令)

(社内規定、マニュアル) 就業規則

4 公的機関との取引、寄付、政治献金の規制

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、公的機関との取引および政治献金や各種団体への寄付を行う場合には、関係法令を遵守する。

◆ 具体的行動基準

① 厳正な対応を行う。

役員および社員は、官公庁や地方公共団体等の公的機関との取引を行う際は、取引方法等を規定した関連法令に従った厳正な対応を行い、法的に問題がないか、常に注意を払い行動する。

② 各種献金、寄付は法令に則り行う。

役員および社員は、法令で認められる場合を除き、企業活動に関連して、政治家（含候補者）または各種団体に対する政治献金や寄付、原則として、選挙運動への協力について直接または間接を問わず行ってはならない。

(関係法令) 公職選挙法、政治献金規制法、その他条例等

(社内規定、マニュアル)

5 輸出入関連法令の遵守

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、国際的な平和と安全の維持を目的に定められた「外国為替及び外国貿易法」および適正な輸出入手続きを定めた「関税法」等の輸出入関連法令および貿易相手国の関連法令に反する行為は行わない。

◆ 具体的行動基準

①取引対象貨物および該非判定

役員および社員は、取引対象貨物（商品、部品、設備、原材料）およびその関連技術を、法令または社内において定められた手順に従い、輸出入規制に該当するかどうかをあらかじめ判定しなければならない。

②顧客審査および取引審査（輸出入許可の必要性審査）

役員および社員は、貨物またはその関連技術の輸出入取引を行う場合は、該非判定、顧客審査および取引国等の審査結果に基づき、輸出入関連法規の規制を受け、許認可が必要かどうかを事前に確認しなければならない。また、許認可が必要なことが判明した場合には、関係法令に従って必要な手続を行う。

(社内規定、マニュアル)

(関係法令)

外国為替及び外国貿易法、関税法

6 知的財産権の保護および活用

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、知的財産権は会社の重要な財産であることを認識し、創作活動の奨励を促し、また、適正な保護と利用を行う。

◆ 具体的行動規範

①迅速な届出を行う。

業務上なしえた発明、考案については会社に全て帰属する。
役員および社員は、業務に関連した知的財産について、速やかに会社に届け出なければならない。

②第三者の権利を尊重する。

役員および社員は、業務遂行上、第三者の権利を侵害してはならない。

③開示・提供手続を守る。

役員および社員は、知的財産の学会発表や新規ビジネスモデルの実施等による第三者への開示、実施権許諾等による第三者への提供は、社内規定および会社方針に従い、正当な手続を経るなければならない。

※「知的財産」とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、回路配置利用権をいう。

(関係法令) 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法

(社内規定、マニュアル) 職務発明取扱規定、職務発明審査委員会規定

7 反社会的行為への関与の禁止

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、違法行為や反社会的行為を行う勢力に対しては、毅然として対応し、一切関わらない。

◆ 具体的行動規範

①違法行為や反社会的勢力とは一切関わらない。

役員および社員は、反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行わない。

②反社会的勢力からの不当な要求に応じない。

役員および社員は、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ってはならない。

役員および社員は、事態発生時は直ちに上司に報告し、上司は総務担当に連絡しなければならない。

8 会社の利益と対立する個人の行為の禁止

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、役員および社員の個人的行為が、富士機械工業グループに不利益を及ぼす場合、あるいはその恐れがある場合はこれを認めない。

◆ 具体的行動規範

①報告義務

役員および社員は、会社の利益と対立する、あるいは対立する恐れのある行為をしてはならない。

②事前に会社の許可を得る。

役員および社員は、他の企業や団体の役員に就任したり、社員として雇用契約を結ぶ場合には、事前に会社の許可を得なければならない。

③許可なく競業する活動を行わない。

役員および社員は、事前に書面による会社の許可なく、富士機械工業グループの行う取引と競業する活動を自ら行ったりあるいは競業会社の経営層に就任する等、富士機械工業グループと競業する業務活動を行ってはならない。

(関係法令)

(社内規定、マニュアル)

就業規則

9 会社資産の適切な保護と使用

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、会社資産（商品、備品、情報等有形・無形の資産）を適切に管理使用する。

◆ 具体的行動規範

①効率的な活用

役員および社員は、会社資産を効率的に活用し、所定のルールに従って適切に管理しなければならない。

②不正使用をしない。

役員および社員は、会社資産および経費を個人的な目的で使用、流用してはならない。

(関係法令)

会社法

(社内規定、マニュアル)

就業規則

10 環境保全・保護

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、地球環境に配慮し行動する企業を目指し、全グループをあげてその活動に取り組む。

◆ 具体的行動規範

①環境に配慮した商品とサービスを提供する。

役員および社員は、製品の開発、製造にあたっては常に環境保護の重要性を十分認識し、環境に関する条例、法令を遵守したうえで、環境に配慮した製品づくりを行うよう努力します。

②持続可能な社会の実現に貢献する。

役員および社員は、環境保全活動への参画、支援によって持続可能な社会の実現に貢献していく。

(関係法令)

(社内規定、マニュアル) ISO14001

1 1 基本的人権の尊重

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、健全な職場環境を維持することに努め、相互理解の前提となる基本的人権を尊重する。

富士機械工業グループは、人種、信条、性別、社会的身分、国籍、疾病、障害等による差別は行わない。

◆ 具体的行動基準

①差別的扱いの排除

役員および社員は、各自の基本的人権を尊重し、いかなる差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等による人権侵害は行わない。

②個人のプライバシーの保護

役員および社員は、業務上知り得た社内外の個人情報については、業務の目的にのみ使用し、厳重に管理しなければならない。また、プライバシーが侵害されないように厳重な管理をしなければならない。

③不当労働の排除

役員および社員は、法令に反する不当労働を強制してはならない。

(関連条例)

憲法、労働基準法、個人情報保護法、各種条例

(関連規定、マニュアル) 就業規則

1 2 地域社会への貢献活動

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、企業市民として積極的に社会貢献活動に参加し、企業市民としての役割を果たします。

◆ 具体的行動基準

①地域社会に貢献できる活動を実践する。

役員および社員は、企業活動が地域社会との密接なものであることを認識し、富士機械工業グループが地域から親しまれ、信頼されることを目指し、社会貢献活動への積極的な参加を実践し、企業市民としての役割を果たします。

②地域貢献活動を重んずる企業風土を醸成する。

役員および社員は、社会貢献のあり方を考え、身近な社会貢献活動を進んで実践することが必要である。

そのために、文化・芸術の支援、ボランティア活動への参加、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、それを重んずる企業風土を醸成しなければならない。

1 3 社会との相互理解

◆ 基本方針

富士機械工業グループは、地域社会との調和、ステークホルダーとの共存をはかるため、相互理解を深め、信頼関係を築くとともに、地域社会に貢献する事業経営を積極的に行っていく。

◆ 具体的行動基準

①世界の文化、慣習を尊重する。

ある国、ある地域で許されたとしても、他の国、他の地域では許されないことが数多くある。したがって、役員および社員は、世界各国、各地域の歴史、文化、慣習を尊重し行動しなければならない。

②適切な情報提供を行う。

社会との相互理解を深めるべく、役員および社員は必要な情報の提供についてはタイムリーに行う。

③正確な記録と報告を行う。

役員および社員は、関連法令および社内規定に従い、財務・会計に関する記録および報告を作成しなければならない。